

兼業深化地域における農地貸借関係

—滋賀県五個荘町伊野部の事例—

玉里恵美子

一、研究の視点と課題

一九六〇年代から七〇年代にかけて、農家の兼業化はすさまじい勢いで進行した。その傾向は近年深化しつつある。調査地の五個荘町では、第二種兼業農家率が九二・四パーセント（平成二年）と非常に高い比率を示している。このような地域では、農外収入への依存が高く、農作業の受委託あるいは農地の貸借という問題が生じている。

本報告は、農地貸借関係が新しく、かつ重要な家関係を結ぶという命題を解明しようと試みるものであり、そのためには、伝統的な家の連合関係が、現代的な農地貸借関係と関連しないという仮説をたて、一村落の事例から検討していきたい。

二、調査地の概況

五個荘町は、琵琶湖の東側に位置し、東は愛知川に接し、三方は山に囲まれた総面積一六・三三平方キロの小さな町である。町内には二十五カ字が散在しており、南端の伊野部は八日市市に隣接している。現在、世帯数五十一戸、人口二百十八人で、世帯の増減はみられない。農家は三十四戸で、所有耕地面積別にみると一ha以上が十五戸、〇・五ha以上一ha未満が九戸、〇・五ha未満が十戸である。

専業農家は一戸のみで、他はすべて第二種兼業農家である。

三、伊野部における親族組織の機能

従来、互助機能組織として親族組織が捉えられてきたが、現在では、その機能が縮小している。伊野部では、系譜関係による本分家関係が存在し、十個の「イットウ」がみられるが、それぞれの規模は小さい。また、婚姻関係による「シンルイ」も、かつて頻繁に行われた村内婚によって複雑に関係を結んでいる。これらの親族組織の機能は、冠婚葬祭において顕在化し、家の連合関係としてお互いに再認知している。それでは、今日的互助関係ともいえる農地貸借関係に対して、親族組織はいかなる機能を担うのだろうか。

四、農地貸借関係と親族組織の乖離

貸付け農家にとって、貸付け先の選択は慎重に行わなくてはならない。それゆえ、貸借関係は信頼関係の現われであると考えることができます。

伊野部の農地貸借関係を親族組織と照らし合わせてみると、イットウ内では貸借関係が結ばれていないことがわかった。シンルイは複雑に結ばれているので、シンルイ内で貸借関係が結ばれることもある。少数ではあるが中核的農家が出現しているが、唯一の専業農家を含むイットウ以外では、イットウ内の中核的農家への貸付けは行われていない。

五個莊町では、農業受託センターと、農家の組織である農業受託組合を設立しているが、伊野部では利用者が少ないという。村内での貸借に頼っているのが現状である。それゆえ、貸借関係をどの家

と結ぶのかが、農家にとって重要な意味を持つのである。報告では、貸付け農家、借り入れ農家の特徴を捉えながら、以上のことがらについて考察する。

(龍谷大学大学院)